

6-2  
452

大學法試案要綱について

(昭和三十三年十一月十二日  
教育刷新委員会第八三回総会議決)

試案中大學の目的(第一條)については、現行教育法の規定によ  
るべく、又国立大學の所在地組織、或は設置(第三條乃至第四條)  
は別に制定するべき大學の設置に關する法律に於て、又大學の  
職員(第五條)は教育公務員に關する法律に於て、又學位(第  
十條)は學位に關する法令又は大學基準に關する法令に於て  
又財政については特に研究する必要があるから別に規定する  
こととし、本案は主として「国立大學行政機關に關する法律」  
として立案されるを適當と考へる。

第一 国立大學教育委員会

さきに本委員会が決議した中央教育委員会とは別に国立大  
學に關する重要事項を審議決定するため国立大學教育

委員会(「中央審議會」に相当するもの)を、  
一組織

二十名の国立大學教育委員会に之を構成せしむる

(1) 国立大學の選出によるもの八名(うち三名は国立大學長

の選挙によるもの、他の四名は全国を数地区に分ち教授

助教授の選挙によるもの)

(2) 日本學術会員の推せんによるもの二名

(3) 衆議院文部委員の任命によるもの二名

(4) 参議院文部委員の任命によるもの二名

(5) 學識経験者のうちから同法承認により文部大臣が

任命するもの七名

天野 445

二任期四年とする。但し重任を妨げない。

権限

一 大学教育に關する一般方針の決定

二 大学の申出に基き大学の予算並に大学の施設の改善に關する  
経費の配当について決定する。

三 大学の申出に基き大学の授業料、検定料、入学金を關し  
決定する。

四 学部、大学院並に研究所の設置、廃止について決定する。  
五 学長は当該大学が自ら定める方法により選定する候補者ら  
つて決定する。

六 学部長は当該学部の教授中から教授会によって選定された  
者につき当該大学長の申出に基き決定する。

七 学部長以外の部局長は評議會によって選定されたものにつき当  
該大学長の申出につき決定する。

八 教授、助教は教授会が選定した者について当該学部長の申出に  
基き決定する。

九 大学の申出に基き大学の商議員及び評議員を決定する。

十 大学の申出に基き大学に入学する学生数を決定する。

報酬

一 大学の職員として俸給の支給を受けている者は相當の報酬  
を與ふるようとする。

第二 商議會

一 各國立大学に、各々一本委員会が決議した商議會をおく(一) 委員長  
員(二) 相當するもの。

一 構成

① 当該大学の全国的又は地方的事情を考慮して大学の申出に基き

② 国立大学教育審議会が決定するもの

③ 同窓会員のうちから大学の推薦により国立大学教育委員会が

決定するもの

④ 大学の評議会が自ら定めた適當な方法により選出した教授

⑤ 職権により当該大学の長

⑥ 商議員の員数は概ね五名乃至二十名を範囲に於て当該大学の

組織及び規模に応じて伸縮性を持たし且少くとも半教は

以上の者を以て當てる

二 任期

四年とする但し重任を妨げない

三 権限

① 商議会に於ての事項につき審議勸告をする

② 予算案の作成

③ 授業料積定料、入学金等に關する金額及徴收方法

④ 学部大学院研究所の設置廃止

⑤ 大学の重要な施設の運営改善

⑥ 当該大学に入学すべき学生数

⑦ 其他大学の組織及行政に關する一般方針

第三章 学長

一 選任

① 大学内外の適任者の中から大学が自ら定める方法により選定した  
者に基づき国立大学教育委員会が決定する

二 任期

① 四年とし各大学に於て定める但し重任を妨げない

三 権限

① 学長は校務を掌り、所屬職員を統督する特に次の事項に  
権限を有する

- (イ) 国立大学教育委員会が決定した事項の処理
- (ロ) 教授会又は評議会によって定められた一般方針の運営
- (ハ) 評議会が勧告した事項の處理
- (ニ) 学部長その他の部長、教授、助教の任命につき教授会又は評議会の議を経て申出ること
- (ホ) その他の職員を任免し又は任免につき申出ること
- (ヘ) 適当な経理組織の保持及び年度予算の作成
- (ヘ) 学籍簿及び記録の適当なる制度の保持
- (ト) 同正入學教育委員会、商議會及び文部省に対し年度報告を寫面により提出すること

第四 教授会及び評議会  
教授会

一 構成

学部長(単科大学に於ては学長)及び全教授を以て構成する  
必要により助教、その他の職員を加えることが出来る  
二 権限

学部の組織及び行政に関し、学術及び経済両面の一般方針を定める  
特に次のような事項を審議する

- (一) 学部長、教授又は助教として推薦すべき候補者の選定
- (ロ) 教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する決定
- (ハ) 学生の入学及び卒業の認定
- (ニ) 入學を許可する学生数に関する答申
- (ヘ) 学科の種目及び編成、専攻科目、教授方法に関する方針の決定

ハ学生健康、福祉及び指導機関に関する方針の決定  
（ト）学生団体及び体育を念に学生の活動に関し、正當に選挙  
せしむる学生代表者と協力してその方針を決定すること  
（四）その他学部的重要事項

評議会

一 構成  
数個の学部を置く。大学には評議会を置くことが出来ることとする

学長、学部長、学部から選ばれる教授若干名を以て組織  
する。必要により研究所長その他の職員を加えることが出来る

二 権限

大学全体の組織及び行政に関し学術及び経済の両面の一般  
方針を定める

特に次のような事項を審議する

- (イ) 学部、大学院、研究所等の設置廃止
- (ロ) 学部における学科及び講座の設置及び廃止
- (ハ) 学部長以外の部長として推薦すべき候補者の選定
- (ニ) 学長として推薦すべき候補者選定に関する規則の制定
- (ホ) 大学内部の規則の制定
- (ヘ) 国立大学教育審議会の方針に基き、高議会の勸告のあ  
つた事項

（三）其の他大学全般に共通する重要な事項  
評議会を設け、その下に於ては評議会の権限は教授会が行う

